

久留米市 商工労働ニュース

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】

VOL.
58
2020
AUTUMN



オンラインによる合同会社説明会を開催

8月2日に市内企業への就職を希望する大学、短期大学、高等専門学校の学生(3月卒業予定)を対象に、初めてウェブ会議ツールを活用した合同会社説明会を開催しました。対面から非対面へ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新たな取り組みを開始しました。

Contents

特集 「事業継続へさらなるサポート」商工業の振興、雇用促進のための9月補正 2

テレワークの積極的な活用を	3	障害者雇用の不安を解消	8
新しい生活様式への取り組みを支援します	4	性別による差別を解決します	9
地代・家賃(賃料)の負担を軽減	5	もったいない 食品ロスを減らそう	10
自然災害や感染症の対策計画を策定する事業者を応援	6	福岡県最低賃金改定のお知らせ	11
創業で夢をカタチに	7	介護離職防止・負担の軽減に向けて	12

事業継続へさらなるサポート

商工業の振興、雇用促進のための9月補正

市は、新型コロナウイルスや豪雨等により被害を受けた事業所への幅広い支援を行っています。9月の補正予算で雇用促進への新たな取り組みなど、事業継続をさらに支援します。

その主なものを紹介します。

融資制度の継続支援

申し込み多数のため、制度運用に必要な予算(預託金及び保証料減率補填金)を増額します。

緊急経営支援資金 (新型コロナウイルス感染症特別枠)

対象者

次の①～③全てに該当する中小企業者

- ①セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定を受けている
- ②市内に事業所がある
- ③信用保証協会の保証対象業種である

貸付条件

限度額:350万円

貸付期間:10年以内(元金据置5年以内)

支払利息:0.8%(市が5年間補助)

信用保証料:負担なし(市が保証料率0.8%負担)

問 商工政策課 ☎ 0942-30-9133 F 0942-30-9707

✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

被災事業者を緊急支援

事業継続力強化促進奨励金(緊急支援枠)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、豪雨等により被災した事業者を支援します。

対象者

次の①・②の両方に該当する事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で売上が5%以上減少し、かつ豪雨等で被災している
- ②自然災害や感染症への事前対策を記載した「事業継続力強化計画」を国へ提出し、認定を受けている

支給額

30万円

※事業継続力強化促進奨励金の一般枠(10万円)との併給不可(6ページ参照)

- 事業継続力強化計画の作成について、専門家がセミナーと計画書作成のサポートを行うワークショップを開催予定です。

※日時、内容は未定

問 商工政策課

☎ 0942-30-9133 F 0942-30-9707

✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

オンラインによる新たな販路開拓を

オンライン商談型販路開拓支援

新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の自粛、展示会・商談会の中止など、企業活動の制約を緩和するため、オンライン商談やインターネット展示会などの新たな商談機会への取り組みを支援します。

次の①・②の取り組みを予定しています。

①オンライン商談の斡旋

オンライン商談を行いたい、何を準備するか分からない、不安があるなどの事業者を対象に、事前準備から商談当日まで支援します。

②オンライン商談コンテンツ作成支援補助金

非対面型ビジネスによる販路開拓を支援するため、オンライン商談やインターネット展示会で必要となるデジタルコンテンツ(動画等)の作成費用を補助します。

補助額 上限30万円

補助率 3/4

※支援の詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします

問 商工政策課

☎ 0942-30-9133 F 0942-30-9707

✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

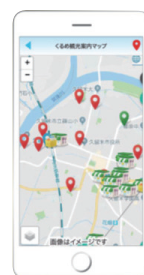
デジタル観光案内マップのバージョンアップ

久留米の見どころをより分かりやすくするため、既存のデジタルマップ「くるめ観光案内マップ」を充実させます。

以下①、②の取り組みを予定しています。

- ①マップのスポットの写真更新や、紹介文の充実、SNS連携機能の追加等を行う
- ②マップ上に連動させて表示できるような、テーマ別のデジタルパンフレットを追加する

久留米の見どころがひと目でわかる!
くるめ観光案内マップ



スマホで簡単にスポット確認

問 観光・国際課

☎ 0942-30-9137

F 0942-30-9707

オンライン合同会社説明会を開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方や就職先が決まっていない学生等の就職活動、市内企業の採用活動の支援を目的として、オンラインでの合同会社説明会を実施します。

詳細は、市ホームページ等で案内予定です。

概要

Zoom等のウェブ会議ツールを利用する、オンラインでの会社説明会。

開催時期(予定)

12月および2月

参加条件

正社員の採用を行っており、市内に事業所がある企業

対象となる求職者

令和3年3月末卒業予定の学生(高校生を除く)および一般求職者

問 労政課 ☎ 0942-30-9046 F 0942-30-9707 ✉ rousei@city.kurume.fukuoka.jp

紹介

テレワークの積極的な活用を

テレワーク・クラウドサービス導入支援事業

市は、新型コロナウイルス感染症拡大の経験を踏まえ、「働き方の新しいスタイル」へ対応するため、テレワークおよびクラウドサービス等を新たに導入する中小企業を支援しています。

支援① 専門家による相談窓口の設置

支援② テレワーク・クラウドサービス導入補助金

支援① 専門家による相談窓口について

開設日	10月27日(火)まで毎週火曜日(9月22日除く)
開設時間	9:30~16:30
場所	久留米市役所内会議室(城南町15-3)
予約方法	※事前予約制 受付時間:9:00~17:00(月曜日~金曜日、祝日除く) 電話:0942-30-9046(労政課)

支援② テレワーク・クラウドサービス導入補助金(概要)

対象者	テレワーク等の導入・活用に取り組む市内に事業所を有する中小企業者 ※要件あり
対象経費	ソフトウェア等利用料、機器導入費、委託費、コンサルティング費用
補助上限額	30万円
補助率	3/4
受付期間	10月30日(金)まで ※予算の都合上、受付期間を短縮する場合があります

相談窓口

問 労政課 ☎ 0942-30-9046

補助金に関すること

問 商工政策課 ☎ 0942-30-9133



専門家へインタビュー

テレワークについて相談を受けておられる、ITコーディネーターの栗脇昭博さんにお話を伺いました。



一般社団法人
IT経営コンサルティング九州
代表理事 栗脇 昭博さん

なぜ今テレワークなのか

新型コロナウイルスのパンデミックから、人、社員、会社、社会、国を守るという意識の高まりにより、3密を防ぐ1つの解決策として、テレワークが脚光を浴びていると理解しています。

また、働き方の改革、生産性の向上、人材の確保、事業継続・継承、子育て等を目的としてテレワークは行われていますが、ICT(情報通信技術)などの技術的環境が整ってきたことも大きな理由と考えます。

メリットや課題は

導入メリットは、通勤時間などの隠れた労働時間が無くなることによる生産性の向上、介護や子育てによる離職防止、オフィス面でのコストダウンなどがあります。

導入による課題については、労働時間の把握が難しく、隠れ残業の増加、メリハリをつけられないことによる生産性の低下などがあります。その他、日本は成果評価よりもプロセス評価が多く、姿の見えないテレワークは、人事評価が難しいという要素もあります。

相談を受けた感想と皆様へ

相談に来られる方は、ICTについて知識があり、危機感を持っている方が多かったと感じています。

しかし、ICTが初心者の方でも全く構いません。まずは遠慮せずに相談していただくことで、個々にあった取り組みを見だし、導入支援へと繋げる手助けを行っていきます。多くの方に相談窓口を活用していただきたいと思います。

新しい生活様式への取り組みを支援します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、3密の回避、身体的距離の確保など、政府が公表した「新しい生活様式」を踏まえ、各業種においてガイドラインが作成されています。

市内事業者の皆さんには、感染防止対策と経済活動の両立を図るため、ガイドラインに沿った取り組みを進めていただいております、その一例を紹介します。

市では、このような新しい生活様式に対応した取り組みを行う中小事業者を対象にした応援金の申請を受け付けています。

新しい生活様式対応事業者応援金

申請期間 10月30日(金)まで(期間延長)

対象者 市内で小売店や飲食店、サービス業などの来客型の施設(店舗)を営み、感染症予防対策などを行った事業者

取組例 消毒液、アクリル板の設置、キャッシュレス化など

支給額 中 小 法 人:5万円(2店舗以上は10万円)

個人事業者:4万円(2店舗以上は8万円)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください

市内の取り組み事例1(株式会社sug)



入口にセンサー式消毒液の設置、店内は40分毎に10分の換気を実施しています。客席は消毒液設置や客席の間引きなどがされています。従業員もホールスタッフのフェイスシールド着用、こまめな手洗い、消毒が徹底されています。

焼き鳥と蒸し料理の店 しん吉本店



市内に2店舗を持つオーナーは元看護師という経歴をお持ちで、お客様・従業員双方が安心できるお店を目指し、取り組みを進められています。

市内の取り組み事例2(株式会社とらや眼鏡店)



消毒液や空気清浄機の設置、身体的距離を確保するテーブル配置などに加え、お香を焚いて来店者により快適な空間を提供しています。また、マニュアルを制作し、毎日の検温チェックなど従業員の感染防止にも努めています。

メガネのとらや g-room



感染リスクを最小限に抑えるため、独自のマニュアルに沿った対策を行っています。マニュアルは入口に設置しており、誰でも見ることができます。



地代・家賃(賃料)の負担を軽減

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

国の家賃支援給付金

- 対象者** 次の①～③全てに該当する事業者
- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 - ②5月～12月の売上が
 - ・1ヵ月で前年同月比50%以上減少または、
 - ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比30%以上減少
 - ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

給付額 法人:最大600万円
個人事業者:最大300万円

算定方法 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払い賃料×2/3
	75万円超	50万+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払い賃料×2/3
	37.5万円超	25万+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

- 必要書類**
- ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書※1等)
 - ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類
 - ③本人確認書類(運転免許証等)
 - ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)
- ※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、令和2年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です
- 持続化給付金と同様

受付期間 1月15日(金)まで
申請サポート会場 地場産くるめ 2階(東川5-8-5)
電話予約窓口:0120-150-413
9:00～18:00(土・日・祝日を含む)

問 家賃支援給付金コールセンター
8:30～19:00 平日・日曜(土曜・祝日除く)
☎ 0120-653-930

詳細はHPをご確認ください



県の家賃軽減支援金

- 対象者** 次の①・②の両方に該当する事業者
- ①国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けている
 - ②申請の対象となる支払賃料が国の「家賃支援給付金」の給付決定の対象となった支払賃料である

給付額 法人:最大60万円
個人事業者:最大30万円

受付期間 2月28日(日)まで

問 福岡県家賃軽減支援金に関する
相談コールセンター
☎ 0570-010-833 月曜日～金曜日

詳細はHPをご確認ください



大家さん店子さん助け合い支援

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えします。

- 対象者** 緊急事態宣言の対象期間中に市内店舗の家賃を減額した不動産所有者
- 減免額** 減額した家賃の110%又は店舗の年税額100%(家屋のみ)のどちらか低い額
- 受付期間** 10月30日(金)まで

問 資産税課 **☎** 0942-30-9010 **F** 0942-30-9753
✉ sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp

久留米よろず給付金申請支援窓口

家賃支援給付金、持続化給付金の申請に関する無料の相談窓口を国(中小企業庁)が久留米市役所内に設置

給付金には興味あるけど...

- 自分が対象かどうか分からない
- 書類作りが苦手
- めんどくさい
- 自分一人で作れそうにない

そんな経営者の申請準備を無料で支援

会場 久留米市役所 13階1303会議室
相談時間 9:30～16:30(12:00～13:00を除く)
毎週月曜日～金曜日
(祝日を除く)

申込方法 事前電話予約制
受付時間 9:00～17:00
月曜日～金曜日



お客様の電話番号の下1桁	よろず支援拠点電話番号
0・1	080-6419-1540
2・3	080-6419-1771
4・5・6	080-6419-1398
7・8・9	080-6419-1601

自然災害や感染症の対策計画を策定する事業者を応援

事業継続力強化促進奨励金(一般枠)

市は、自然災害や感染症への事前対策を記載した「事業継続力強化計画」を策定し、国から認定を受けた事業者に対し、奨励金を支給します。

●対象者

次の①～③全てに該当する中小企業者

- ①市内に事務所または事業所があり、事業継続力強化の取り組みを実施すること
- ②事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定(計画変更の認定を含む)を受けていること
※ただし、計画の認定日が令和2年4月1日以降であること
- ③市税を滞納していないこと

●奨励金額

10万円(1回限り)

※予算の上限に達した場合は受け付けを終了します

●用途(例)

計画の策定、社内研修、セミナー受講、防災訓練、防災資材の購入など

●申請の流れ

- ①事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を作成します。
- ②国(九州経済産業局)へ計画の認定申請を行います。
申請後、審査に日数(標準処理期間45日)を要します。
- ③国の認定を受けたら、市へ事業継続力強化促進奨励金の申請を行います。



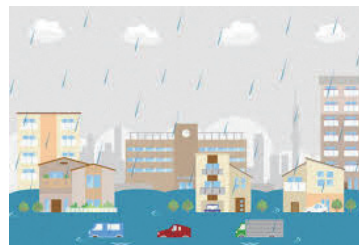
国の事業継続力強化
計画認定マーク

問 商工政策課 ☎ 0942-30-9133 📠 0942-30-9707 ✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

施設・設備の復旧・整備を支援

令和2年7月豪雨で被災された事業者の施設や設備の復旧等を支援します。

令和2年7月豪雨で被災された事業者の施設や設備の復旧等への支援策のパッケージが国において閣議決定され、新たな事業の概要が示されました。



なりわい再建補助金

補助対象者 令和2年7月豪雨で被災した中小企業等
補助対象経費 被災した工場、事務所、店舗、倉庫などの施設、生産機械、業務用車両などの設備復旧費用(登記してある施設や資産計上している設備であること)
 ※福利厚生施設、事務用品(机や椅子等)、商品や原材料は対象外です

補助率 中小企業等3/4(国1/2、県1/4)以内
補助上限額 3億円

問 福岡県商工部中小企業振興課
 ☎ 092-643-3425

被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)

補助対象者 令和2年7月豪雨で被災した小規模事業者
補助対象経費 商工会議所、商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って行う機械装置や車輛等の購入費用、広報費、展示会等出展費、専門家謝金など

補助率 小規模事業者3/4(国2/3、県1/12)
 ※福岡県独自の上乗せ補助の実施

補助上限額 直接被害(国200万円、県25万円)
 間接被害(国100万円、県12.5万円)

問 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
 ☎ 03-3501-2036

※支援内容の詳細が決まりましたら、中小企業庁のホームページ等で改めてお知らせします

問 商工政策課 ☎ 0942-30-9133 📠 0942-30-9707 ✉ syoko@city.kurume.fukuoka.jp

新規開業資金・創業塾のご案内

市は、商工会議所などが実施する創業塾を受講し、新たに創業する人を、有利な融資制度で支援しています。

新規開業資金

新規開業資金は、市内で新たに開業する人を対象とした融資制度です。

使 途	設備資金、運転資金
限 度 額	2,000万円
利 率	1.26% (低利率対象に該当する者は1.16%)
保 証 料	なし(市が全額負担)
要 件	①事業を営んでいない個人で、市内で貸付実行日から1ヶ月(会社の場合は2ヶ月)以内に開業する者、または申し込み時点で開業後6ヶ月未満の者

②特定創業支援等事業(創業塾など)を2年以内に受講し、かつ良好な成績で修了している者	
申込場所	久留米商工会議所、久留米南部商工会 久留米東部商工会、田主丸町商工会 久留米市新産業創出支援課

次回創業塾

久留米商工会議所は、新規創業を予定している人や創業して間もない人を対象に、事業計画の基礎から具体的な策定方法までを身につけることを目的に「創業塾」を開講します。

開催日	10月10日(土)・11日(日)・17日(土) 10:00～17:00 10月18日(日) 10:00～17:30
会場	久留米商工会館 5階大ホール(城南町15番地5)
受講料	4,000円

■久留米商工会議所 経営支援課 ☎0942-33-0213 F 0942-33-0933

■新産業創出支援課 ☎0942-30-9136 F 0942-30-9707 ✉nics@city.kurume.fukuoka.jp

お知らせ 市内対象エリアに出店する人を応援

空き店舗等への出店を支援

久留米市中心市街地商店街等活性化
パートナー出店促進事業費補助

久留米市は、商店街等に昼間のにぎわいを取り戻し、中心市街地の活性化を促進するため、中心商店街の空き店舗に出店する方を支援しています。

中心商店街とその周辺の空き店舗への出店を計画している人に、改装費を補助します。

主な条件

- ・商店街の活性化などを積極的に行う意欲がある
- ・1年以上継続して営業する見込みがある
- ※事前審査あり

補助率

内装・設備工事費の50%以内

限度額

50万円または100万円(出店するエリア、階層による)
※夜間の営業を主とする飲食業は上記の2分の1
※予算額に達し次第終了

申込締切

- ・1月20日(水)まで 月曜日～金曜日(祝日を除く)
- ・毎月20日で締め切り、審査会を行います
- ・申込書は問い合わせ先に準備

久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助

地域商業の活性化、商業機能の維持のため、対象エリア内で食料品や日用品などを販売する店舗の出店を支援します。

久留米市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域などの対象エリアへ出店を計画している人に、店舗の改装費又は店舗新設に要する費用を補助します。

対象エリアの詳細は、下記問い合わせ先にお尋ねください。

主な条件

- ・食料品や日用品などを販売する業種であって、商工団体、市等が行う地域の賑わいづくりを積極的に行う意欲がある
- ・1年以上継続して営業する見込みがある
- ※事前審査あり

補助率

内装・設備工事費等の50%以内

限度額

100万円 ※改装工事の他、店舗の新設工事も対象
※予算額に達し次第終了

申込締切

- ・11月20日(金)まで 月曜日～金曜日(祝日を除く)
- ・申込書は問い合わせ先に準備

■商工政策課 ☎0942-30-9134 F 0942-30-9707

障害者雇用セミナーを開催

市は、障害者雇用への不安や疑問等を解決し、障害者雇用に対する理解、促進を図るため障害者雇用セミナーを開催します。

テーマは、発達障害についてです。成長過程で症状が変化し、人それぞれに多様化するなど、大人になって気づくことも少なくないとされています。発達障害の特性や配慮のポイント、接し方などのヒントをお伝えします。



企業間の意見交換が行われました

日時	11月13日(金) 14:00～16:00
対象者	経営者、人事労務担当者、学校の就職担当者など
講師	福岡県筑後地域発達障がい者支援センター あおぞら 山下 政道 氏
内容	発達障害とは？～知ることで雇用は変わる～
会場	久留米総合スポーツセンター2階 大研修室(東櫛原町170-1)
定員	50名(先着順)
申込方法	電話・FAX ※講座名、氏名、電話番号等をお伝えください

申込受託者：障害者就業・生活支援センターばるて

☎0942-65-8367 F 0942-65-8378

久留米地域職業訓練センターの「話すスキル書くスキル」講座

顧客の心理について知りたい、「傾聴」のスキル、寄り添う聴き方を身につけたい、クレームが発生した時の臨機応変な対応力をつけたいなど顧客対応のスキルを身につけましょう。



申込久留米地域職業訓練センター

☎0942-44-5201 F 0942-43-2964

✉master@ksk.ac.jp

内容	○知っておきたいお客様の心理とは ○クレームのパターンと対応の基本 ○「聴く」ことの大切さ、難しさを知る ○実例をもとにしたロールプレイ
日時	10月29日(木) 13:00～17:00
会場	久留米地域職業訓練センター(東合川5-9-10)
受講料	6,100円(税込)
対象者	実務担当者、管理監督者の方など
定員	10人(先着順)
申込方法	電話、FAX、メール ※講座名、氏名、電話番号をお伝えください
申込締切	10月28日(水)

わくわくローンのご利用を

市では、九州ろうきんと連携して、中小企業で働いている人を対象に、教育費やマイカー購入費など生活に必要なお金を無担保・低金利で貸し付ける「わくわくローン」を実施しています。



問九州労働金庫ローンセンター久留米

☎0942-33-7117 F 0942-33-7123

わくわくローンの概要

貸付金額	200万円以内
返済期間	10年以内
貸付金利	年3.6%
返済方法	元利均等月賦(賞与併用返済可)
担保・保証人	原則として不要
利用目的	教育費、医療費、冠婚葬祭費など その他生活のため必要な資金

性別による差別を解決します

男女平等推進委員制度

●「職場で男女が平等」と答えたのは20.1%

令和元年に市が実施した「久留米市男女平等に関する市民意識調査」によると、職場で「男女が平等」と答えたのは20.1%に対し、「男性が優遇」が65.1%となりました。女性活躍推進法など職場環境の整備が行われていますが、いまだに性別による不平等感が残っています。

●性差別からの救済について申し出ができます

職場で「性別によって不公平に扱われた」と思ったときは、男女平等推進委員（弁護士等の専門家）に救済や苦情を申し出ることができます。

このようなことに遭遇したことはありませんか？

- 結婚・出産で退職を強要された
- 職場や地域でセクシュアル・ハラスメントを受けている
- 給与面に男女の格差が生じている 等

これらの身近な差別や権利侵害の申し出に対し、男女平等推進委員が個別に対応し解決に当たります。相談内容をはじめ、秘密は厳守します。

受付
時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

申出
方法

申告書を窓口に出す

※まずは、お問い合わせください

☎0942-30-9246

✉danjojin@city.kurume.fukuoka.jp



過去の申出と対応結果は
市ホームページで見ることができます

問 男女平等政策課 ☎0942-30-9044 F 0942-30-9703
所 市本庁舎9階(城南町15番地3)

セクハラ・マタハラの防止対策が強化されました

職場のセクシュアル・ハラスメントとは、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいいます。

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法が改正され、令和2年6月から職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策が強化されました。

男女平等推進センターではセクハラを含む性被害に関する相談も受けています。お気軽にご相談ください。



女性のための相談室(総合相談)
※まずはお電話ください

日 時 月・火・水・金・土曜日…10:00～18:00
木曜日……………17:00～20:00
日曜日……………10:00～17:00
※祝日、月末日、年末年始は休みです

電話番号 0942-30-7802

問 男女平等推進センター

☎0942-30-7800 F 0942-30-7811

✉danjo-c@city.kurume.fukuoka.jp

- ①事業主及び労働者の責務^{※1}を法律上で明記
- ②事業主に相談等した労働者に対する不利益取扱い^{※2}の禁止
- ③自社の労働者が他社の労働者にセクシュアル・ハラスメントを行った場合の協力対応^{※3}

※1

事業主の責務

- 職場におけるハラスメントを行ってはならないハラスメント問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- 自社の労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修等必要な配慮をすること
- 事業主自身が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

※1

労働者の責務

- ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※2

不利益取扱いの例

- 解雇、退職の強要
- 雇用契約更新の拒否
- 降格、減給
- 不当な配置転換など



※3

協力対応とは

- 事業主に対し、他社から事実確認や再発防止などの必要な協力を求められた場合に、これに応じるよう努めること

もったいない 食品ロスを減らそう

○食品ロスって何？

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことをいいます。国内では、家庭と事業所の双方から、年間612万トンの食品ロスが発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧援助量の1.6倍に相当します。国民一人当たりで換算すると「茶碗1杯分(約132g)の食べもの」が毎日捨てられていることになります。

もったいないを減らす事業所での取組を紹介します

○エフコープ久留米のフードドライブ活動

エフコープ久留米では、組合員や来店者に、家で眠っている未開封で賞味期限前の食品を定期的に提供してもらい、フードバンク福岡へ寄付を行っていました。(現在、新型コロナウイルス感染拡大を受け中止)食品はフードバンク福岡を通じて、県内の子ども食堂などへ届けられます。2019年度実績:4497点(エフコープ10店舗合計)

森店長コメント フードドライブは、身近にできる食品ロスを減らせて、さらに誰かの笑顔につながる活動です。当店では、コロナ感染拡大を受け、残念ながら中止しておりますが、お中元やお歳暮でいただいたけれど食べきれないものなどお家で眠っているものがあり、機会があればぜひご寄付ください。みなさんも地産地消型の食品ロス削減に参加してみませんか。

○「てまえどり」で食品ロスを減らそう

市は、食品ロスを減らすために、市内のスーパーと連携して「てまえどり」キャンペーンを行います。「てまえどり」とは、消費者が商品を買ってすぐ食べる時は、販売期限の短い商品や値引き商品を積極的に購入する購買行動のことをいいます。この行動が広く市民に浸透することで、お店で廃棄される食品の削減を目指します。令和2年10月を「てまえどり」推奨期間とし、店頭でポスターやPOPの掲示等を行い、消費者に「てまえどり」の呼びかけを行います。

「てまえどり」キャンペーンの協力事業所(五十音順) 8月31日現在

アスタラビスタく留米店、アスタラビスタ城島店
Aコープ九州あさき店、エフコープ久留米店
業務スーパー国分店、ザ・ビッグエクスプレス北野店
ザ・ビッグく留米すわの店、ザ・ビッグ十三部店
西鉄ストア花畑店、マックスバリュ櫛原店
マックスバリュく留米西店、マックスバリュ田主丸店
マルキョウ野中店、ゆめタウンく留米、ゆめマート上津店

○「食べ物余らせん隊」活躍中

福岡県では、食べ残しや販売期限切れなどの食品ロスを減らすため、飲食店、宿泊施設、食料品小売店で、食品ロス削減の取組を行う店舗を「食べ物余らせん隊」として登録をしています。登録店は県や市のHPで確認できます。

日本の食品ロスの状況(平成29年度)

日本の「食品ロス」 約612万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日約132g

※茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間約48kg

※年間1人当たりの米の消費量(約54kg)に相当



資料:総務省人口推計(平成29年10月1日)
平成29年度食料需給表(確定値)



「食べものの余らせん隊」募集中

～食品ロス削減に取り組み、環境にやさしいお店をPRしませんか～



福岡県食品ロス削減県民運動実施中



余らせん隊のメリットは？

県がお店の取組を紹介!

環境にやさしいお店をPRできる!

ごみが減ると処理コストを軽減!



※ステッカーは、作成枚数の都合上、異なる場合があります。

余らせん隊

検索

お知らせ

福岡県最低賃金改定のお知らせ

福岡県最低賃金が以下のとおり改定されます。

問 福岡労働局 労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578

✉ 092-411-4875

1時間

842円

効力発生日 令和2年10月1日

お知らせ

最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援

業務改善助成金等のご案内

福岡労働局は、最低賃金引上げにより影響を受ける中小事業主への支援策である「業務改善助成金」の今年度の申請受付を行っています。「業務改善助成金」は、中小企業等の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度で、支給対象となるのは、事業場規模100人以下で、事業場内最低賃金と福岡県最低賃金の差額が30円以内の事業者です。この対象となる事業場が事業場内最低賃金を25円以上

引上げ、かつ、生産性向上のための設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

申請受付・相談窓口 ☎092-411-4763
福岡労働局雇用環境・均等部企画部

問 福岡労働局労働基準部賃金室

☎ 092-411-4578 ✉ 092-411-4875

お知らせ

「福岡県外国人材受入企業相談窓口」のご案内

県では、外国人労働者の方が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、「福岡県外国人材受入企業相談窓口」を設置しています。平成31年4月に創設された「特定技能」や、技能実習制度、外国人材の雇用労働条件に係る留意点など、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

問 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

☎ 092-643-3585 ✉ 092-643-3588

✉ rosei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県外国人材受入企業相談窓口

電話番号 0120-86-2905

電話受付時間 平日10:00～17:00 ※土・日・祝日・年末年始を除く

電子メール soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp

住所 福岡市博多区東公園2-31

福岡県行政書士会館内

※福岡県行政書士会への委託により実施しています

詳細は県HPをご確認ください



お知らせ

今こそ、自社の働き方を見直しませんか

無料

～働き方改革地域実践事業の参加企業を募集しています～

県では、魅力ある職場づくりに向けたワークショップの開催、アドバイザーの伴走支援により、企業内での働き方改革の取組をフォローアップし、実践まで支援する「働き方改革地域実践事業」を実施します。

今だからこそ、自社の働き方を見つめ直し、見えてくる課題の解決に取り組んでみませんか。

奮ってご参加ください。

問 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

☎ 092-643-3587 ✉ 092-643-3588

✉ rosei@pref.fukuoka.lg.jp

申込はこちら



開催概要

事業の流れ 11月 基本講座（講演＋ワークショップ）
↓ 企業内の取組（計画作り、取組の試行）
1月 中間報告会（ワークショップ）
↓ 企業内の取組（本格実施）
3月 最終報告会（ワークショップ）

定員 20社程度（10社×2グループ制）

会場 久留米市内

申込 ホームページ、FAX

問い合わせ 令和2年度働き方改革地域実践事業運営事務局

ヒューマンアカデミー株式会社

担当：大原、鈴木、下川

TEL:092-713-8631 FAX:092-721-9665

家族介護教室の開催

市は、家族の介護について学ぶ「家族介護教室」を開催します。この教室では、高齢者が食べやすい食事に関することや認知症のケアのあり方、効果的な福祉用具の活用法、仕事と介護の両立について実演しながら学ぶことができます。

仕事と介護の両立のために、社内制度の整備とあわせて、いつか訪れるかもしれない介護についての理解を深めましょう。

ベッドで体位変換を学ぶ参加者



日 時	①10月10日(土) 10:00～13:00
	②10月18日(日) 10:00～12:00
場 所	③11月 4日(水) 18:30～20:30
	④11月14日(土) 10:00～12:00
	⑤12月 5日(土) 10:00～12:00
	⑥令和3年1月16日(土) 10:00～12:00
	⑦⑧令和3年2月実施予定(詳細未定)
	①えーるピア久留米3階調理実習室
	②えーるピア久留米4階美術室2
	③えーるピア久留米2階210・211研修室
	④えーるピア久留米4階美術室2
	⑤えーるピア久留米4階美術室2
	⑥えーるピア久留米3階301・302学習室
	⑦⑧久留米シティプラザ

内 容	①高齢者に優しい食事
	②認知症の基礎知識
	③仕事と介護の両立ポイント
	④家族介護に伴うストレスへの対応
	⑤負担が少ない介護方法
	⑥健康維持増進のための口腔ケア
	⑦認知症の方とのコミュニケーションのコツ
	⑧自宅で安心して暮らせる環境づくり
対 象	家族を介護している方、介護に興味がある方等
	15名(先着順)
申 込 先	電話、FAX
	久留米市介護福祉サービス事業者協議会
T E L	0942-35-1525
	F A X 0942-46-5841

申 長寿支援課 ☎ 0942-30-9038 ☎ 0942-36-6845 ✉ chouju@city.kurume.fukuoka.jp

一番街

多目的ギャラリーのご案内

久留米市一番街多目的ギャラリーは、市民活動や市民文化の発表の場です。写真や絵画などの作品を展示しています。お気軽にお立ち寄りください。

また、作品の展示だけでなく商品の宣伝・販売もできますので、活用してください。予約状況確認や利用申し込み・利用料金などは、問い合わせてください。

問 久留米市一番街多目的ギャラリー

☎ F 0942-39-3030

所 東町26-8 1階

一番街多目的ギャラリー

検索

10月～12月開催の催事

開館時間：10時～19時

日 程	催事名
10/ 6(火)～ 11(日)	松本明也 絵画展
10/13(火)～ 18(日)	折鶴クラブ作品展
10/20(火)～ 25(日)	2020都市ビル環境の日「子ども絵画コンクール」
10/27(火)～ 11/1(日)	久留米特別支援学校 生徒作品展
11/ 3(火・祝)～ 8(日)	城井直哉 水彩画カレンダール原画展
11/10(火)～ 15(日)	第9回 書画の装い展
11/17(火)～ 23(月・祝)	中原みゆき4コマ絵本原画展
11/25(水)～ 29(日)	第32回 南祥会 書作展
12/ 1(火)～ 6(日)	*ご利用受付中
12/ 8(火)～ 13(日)	グレーガンART作品展
12/15(火)～ 20(日)	第39回 水墨画 心象会
12/22(火)～ 27(日)	カラフル和紙切り絵展

※上記催事予定表は、9月14日現在の決定分のため、変更になる場合があります

久留米市 商工労働ニュース 58号

2020年 秋 9月30日発行

凡例:

問 問い合わせ先 申 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 F FAX ✉ Eメールアドレス 所 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 FAX 0942-30-9707(両課共通)

久留米市商工政策課

TEL 0942-30-9133
E-mail: syoko@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市労政課

TEL 0942-30-9046
E-mail: rousei@city.kurume.fukuoka.jp